

質問回答書
(参加表明関連)

No.	質問事項
1	本社が東京に所在している為、社長から九州支店長へ委任状を提出し、共同企業体の結成を九州支店長で行い、各様式の捺印（申請者など）を支店長で行い申請して宜しいでしょうか、またその場合の委任状の様式は任意で宜しいでしょうか、ご指導願います。
回答	九州支店へ委任も可とします。委任状については、別途ホームページに掲載します。委任項目については、加除を可とします。なお、申請者について支店でされる場合は、必要書類等につきましても支店名で届出のある証明書を添付してください。
2	提出書類に印鑑登録証明書がございますが、支店長への委任が可能な場合、使用印鑑届けは必要でしょうか、ご指導願います。
回答	印鑑登録証明書は本社の分を添付され、使用印鑑届を付してください。使用印鑑届については、別途ホームページに掲載します。
3	現場代理人と監理技術者は兼務で宜しいでしょうか、ご指導願います。
回答	建築工事と土木工事がありますので、その両立が可能であれば兼務も可とします。
4	電気設備担当技術者と機械設備担当技術者は各々の条件資格を保有していれば1名で兼務しても宜しいでしょうか、ご指導願います。
回答	兼務を可とします。
5	設計・施工共同企業体協定書（様式3）第8条に出資割合の記載がありますが、申請時において、設計と施工の割合を決定することが困難です。設計業務については別途定める等に文言を修正してよろしいでしょうか、ご指導願います。
回答	そのようにしていただいて構いません。

質問回答書
(参加表明関連)

No.	質問事項
6	別表評価基準の地場企業への貢献について、地場企業の基準をご指導願います。（本社、営業所の所在地など）
回答	玉名郡市内に本社、営業所がある企業とします。
7	共同企業体協定書は、協定を結ぶ会社の部数を作成し、捺印した原本を各自が所有しますので、申請時の提出はコピーでよろしいでしょうか？
回答	コピーで構いません。
8	資格審査申請書に添付する以下の書類はコピーでよろしいでしょうか？建設業許可証明書、税金の未納がない証明、印鑑登録証明書、登記事項全部証明書
回答	コピーで構いません。
9	共同企業体を組成する場合、構成員の地場企業は、別表 評価基準点の貢献評価になりますでしょうか？ご教示願います。
回答	出資比率に応じ、評価します。
10	様式3の設計・施工共同企業体協定書の内容について、国土交通省の共同企業体標準協定書の乙型をもとに作成したのもでもよろしいでしょうか。
回答	構いません。ただし、施工業務のJVについては、入札公告の 3 参加資格要件(2)共通要件 ス の要件を満たすこととします。

質問回答書
(参加表明関連)

No.	質問事項
11	参加表明に係る提出書類の ⑧暴力団等に排除措置に係る誓約書（様式15）は共同企業体の各構成員が提出する必要がございますか？ それとも、共同企業体の代表構成員名でよろしいでしょうか？
回答	全ての構成員についてお願いします。
12	参加表明に係る提出書類の ⑧暴力団等に排除措置に係る誓約書（様式15）は捺印欄がある1枚目と用語の意義の2枚目がありますが、2枚目も必要でしょうか？ 必要であれば、両面印刷で1枚にするか、2枚を袋とじにする必要がございますでしょうか？
回答	両面印刷にてお願いします。
13	事業費の中に、設計監理費用は含まれますでしょうか？ 含まれるのであれば、『事業費内訳書』（様式12）のどの項目に含むのでしょうか？
回答	工事監理は、別途発注を予定しておりましたが、建築確認申請時の工事監理者に付随するものですので実施設計業務の関連業務に含んでいます。費用の計上は、実施設計費をお願いします。
14	配置予定の監理技術者について、複数の候補技術者を申請してもよろしいでしょうか、ご指導願います。
回答	監理技術者は特定してください。
15	質疑回答において、現場代理人と監理技術者の兼務について、建築工事と土木工事の両立が可能であれば可とございますが、公告3（4）施工者の要件、ア現場代理人、イ監理技術者の要件を両方満たしていれば兼務で可であり、現場運営上、建築工事と土木工事が適切に施工できれば良いという解釈でよろしいでしょうか
回答	その通りです。

質問回答書
(参加表明関連)

No.	質問事項
16	様式3設計・施工共同企業体協定書 第8条（構成員の出資の割合）について、業務内容を設計業務と施工業務に分担し、出資割合について分担業務額に応じて出資割合をさだめる文言に修正してよろしいでしょうか、ご指導願います。
回答	質問10の回答として、国土交通省の共同企業体標準協定書の乙型をもとに作成も可としておりますので修正して構いません。
17	様式3設計・施工共同企業体協定書 第10条（構成員の責任）について、業務内容を設計業務と施工業務に分担し、費用についても各々の分担で負担する文言に修正してよろしいでしょうか、ご指導願います。
回答	質問10の回答として、国土交通省の共同企業体標準協定書の乙型をもとに作成も可としておりますので修正して構いません。
18	様式3設計・施工共同企業体協定書 第12条（決算）について、業務内容を設計業務と施工業務に分担し、各々の分担で決算する文言に修正してよろしいでしょうか、ご指導願います。
回答	質問10の回答として、国土交通省の共同企業体標準協定書の乙型をもとに作成も可としておりますので修正して構いません。
19	様式3設計・施工共同企業体協定書 第13条（利益金の配当の割合）について、業務内容を設計業務と施工業務に分担し、各々の分担で配分する文言に修正してよろしいでしょうか、ご指導願います。
回答	質問10の回答として、国土交通省の共同企業体標準協定書の乙型をもとに作成も可としておりますので修正して構いません。
20	様式3設計・施工共同企業体協定書 第14条（欠損金の負担の割合）について、業務内容を設計業務と施工業務に分担し、各々の分担で負担する文言に修正してよろしいでしょうか、ご指導願います。
回答	質問10の回答として、国土交通省の共同企業体標準協定書の乙型をもとに作成も可としておりますので修正して構いません。

質問回答書

(参加表明関連)

No.	質問事項
21	様式3 設計・施工共同企業体協定書 第18条（解散後のかし担保負担）について、業務内容を設計業務と施工業務に分担し、各々の分担業務に起因する瑕疵担保責任を負う文言に修正してよろしいでしょうか、ご指導願います。
回答	質問10の回答として、国土交通省の共同企業体標準協定書の乙型をもとに作成も可としておりますので修正して構いません。
22	実施要領P. 1、3 提出書類 *添付書類 「企業体の場合は、全ての構成員について提出すること。」と記載されていますが、設計業務を担当する設計事務所の場合は、 ①建設行許可証明書を「一級建築士事務所登録」に替えることで宜しいでしょうか。 ②経営規模等評価結果通知書兼総合評定通知書は、ございませんので提出はしなくて宜しいでしょうか。
回答	①そのようにお願いします。 ②経審は、施工業務を行うものに限ります。
23	様式4 資格審査申請書仕様書企業体で応募する場合、代表者を申請者として1部提出すれば良いのでしょうか。 あるいは、代表者及び各構成員が各々提出するのでしょうか。
回答	企業体での応募の場合は、代表者を申請者として1部提出で結構です。
24	公告P3、3 参加資格要件 (2) 共通要件 ケ「集中治療室」にはHCUが含まれていると考えてよろしいでしょうか。
回答	構いません。
25	公告P3、3 参加資格要件 (3) 設計者の要件 意匠担当主任技術者の要件が定められていませんが、意匠担当主任技術者について様式6を提出する必要はないと考えてよろしいでしょうか。
回答	意匠担当主任技術者については、書類の提出は必要ありません。

質問回答書 (参加表明関連)

No.	質問事項
26	様式6 電気設備担当主任技術者及び、機械設備担当主任技術者については、公告P3、3 参加資格要件 (3) 設計者の要件にウ及びエ (P4) に、それぞれの要件が定められていますが、様式6において3及び4ともに記入しないと考えるよろしいでしょうか。
回答	様式6には誤りがありましたので訂正し再掲します。
27	プロポーザ実施要領P1、3 エ 企業体で応募する場合に、設計業務を担当する構成員は①建設業許可証明書、②経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の提出は不要と考えるよろしいでしょうか。
回答	その通りで構いませんが、設計の場合は、一級建築士事務所の登録証(写し)を添付してください。
28	様式3 設計・施工共同企業体協定書 第8条 (構成員の出資の割合) について、設計業務及び施工業務を分担して履行するため、乙型共同企業体として記載してもよろしいでしょうか。 (記載例) 設計業務企業体 ○○設計 %、△△設計 % 施工業務企業体 ○○建設 %、△△建設 %
回答	構いません。
29	様式4に記載されている公告の日付けは、1月9日ではなく1月10日と修正してよろしいでしょうか。
回答	申し訳ございませんが、修正お願いします。訂正したのも様式編に再掲させていただきます。
30	様式15の誓約書 について、協定書などと同様に九州支店に委任した場合は九州支店長の押印で宜しいでしょうか、ご指導願います。
回答	本社名で作成願います。

質問回答書
(参加表明関連)

No.	質問事項
31	提出書類のエ 添付書類①～⑦について、全ての構成員について提出とございますが、設計事務所は①建設業許可証明書などがございません。設計事務所が構成員となる場合の必要な添付書類をご指導願います。
回答	設計会社の場合、エ 資格審査申請書の添付書類として③～⑧と一級建築士事務所の登録証(写し)を提出をお願いします。
32	公告P3(4)施工者の要件に記載されている配置予定技術者の配置時期は、施工業務の着手時点と考えてよろしいでしょうか。
回答	その通りです。
33	様式4の『資格審査申請書』は2枚ございますが、捺印は1枚目のみとなっております。 様式15『誓約書』同様に両面印刷で1枚でよろしいでしょうか？
回答	資格審査申請書、誓約書ともに、両面印刷で1枚目に捺印をお願いします。
34	1月22日提出期限の『参加表明に係る提出書類』(ア～ク及び添付書類①～⑧)の提出は1部でよろしいでしょうか？
回答	提出は、1部で結構です。
35	『参加表明に係る提出書類』(ア～ク及び添付書類①～⑧)の提出時の綴り方はクリップ止めでよろしいでしょうか？
回答	提出書類の順にダブルクリップ(つまみ部分が折り返せるタイプ)で挟んでください。(ファイル綴りは不要です。)

質問回答書

(参加表明関連)

No.	質問事項
36	質問25の回答として「意匠担当技術者の書類は必要ない。」とありますが、実務において意匠主任技術者を選任する必要があると考えます。意匠主任技術者を別途選任することは可能でしょうか？
回答	実務において意匠主任技術者を必要とするときは、選任してください。ただし、管理技術者との兼任は不可です。
37	様式5「設計業務の実績」で、「総合病院であって一般病床200床以上の病院の新築に係る設計業務」と「延べ床面積30,000㎡以上の新築建築物の基礎免震構造の設計業務」は、双方を満たす場合は同じ業務を記載しても宜しいでしょうか？
回答	1つの実績で満たすならば構いません。
38	様式7「施工業務の実績」で、「総合病院であって一般病床200床以上の病院の新築に係る設計業務」と「延べ床面積30,000㎡以上の新築建築物の基礎免震構造の設計業務」は、双方を満たす場合は同じ業務を記載しても宜しいでしょうか？
回答	1つの実績で満たすならば構いません。
39	プロポーザル実施要項P2の「5 審査及び優先交渉権者の決定」について、ヒアリングの出席者は「説明者を含め3名以内とする。（パワーポイント操作者は含まない。）」とありますが、説明者に含めるべき技術者の指定はありますか？
回答	指定はしません。質疑に対応できる方であればどなたでも結構です。
40	公告P3の「設計者の要件」で求める設計実績は、基本設計・実施設計のいずれかの設計実績があればよろしいでしょうか？また、基本設計・実施設計双方の実績がある場合、その実績は評価対象になりますでしょうか？
回答	実施設計の業務を求めます。基本・実施の双方の実績があっても評価の対象にはなりません。

質問回答書
(参加表明関連)

No.	質問事項
41	参加資格申請時点では、企業体の施工業務について地場企業と企業体として組成せずに単独で申請登録し、優先交渉権権を獲得した後、地場企業と企業体を組成する事は可能でしょうか。
回答	可能ですが、評価の対象となりませんし、優先交渉権権獲得後に企業体を組成される場合においても、公告P3の参加資格要件の共通要件”ス”を満たさなければ、契約することはできません。
42	また上記の場合、最終的に契約とならなかった企業体に組成していた地場企業が改めて、優先交渉権を獲得したJVと組成する事は可能でしょうか。
回答	契約に至らなかった企業体の構成員であった地場企業が、優先交渉権を獲得した単独企業とJVを組成することはできません。ただし、下請けとして発注される場合は、可とします。